

議 第 310 号

平成28年12月5日提出

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票の発売に関し、同法第4条第1項の規定により、平成29年度の発売限度額を次のとおり定める。

熊本市長 大 西 一 史

平成29年度当せん金付証票発売限度額 7,000,000千円

（提出理由）

平成29年度の当せん金付証票の発売限度額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。